

香川会場



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

香川労働局

2025年11月4日

労働時間等に関する数値目標

少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の方針。2004年、2010年、2015年に続く第4次の大綱。施策について数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的にフォローアップ。（令和2年5月29日閣議決定）

数値目標	前回大綱時の目標	現状	目標値（2025年）
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	全ての企業（2020年）	61.1%（2024年）	全ての企業
週労働時間60時間以上の雇用の割合	5%（2020年）	4.6%（2024年）	5%
年次有給休暇取得率	70%（2020年）	65.3%（2023年）	70%

過労死等の防止のための対策に関する大綱

前大綱（令和3年7月30日閣議決定）において設定された労働時間、勤務間インターバル制度の周知や導入、年次有給休暇に関する数値目標について、令和10年を期限に、数値目標として引き続き設定されている。（令和6年8月2日閣議決定）

数値目標	前回大綱時の目標	現状	目標値（2028年まで）
週労働時間40時間以上の雇用のうち週労働時間60時間以上の雇用の割合	— （「週労働時間60時間以上の雇用の割合」が5%以下）	8.0%（2024年）	5%以下
勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合	5%未満	14.7%（2024年）	5%未満
勤務間インターバル制度の導入企業割合	15%以上	5.7%（2024年）	15%以上
年次有給休暇取得率	70%以上	65.3%（2023年）	70%以上

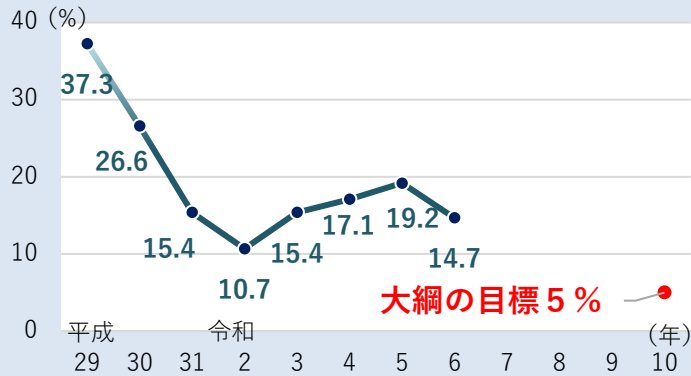
労働時間やメンタルヘルス対策等の状況

1 労働時間等の状況（勤務間インターバル制度及び年休の状況）

- 勤務間インターバル制度について、制度を知らない企業割合が減少した一方、制度の導入企業割合は令和4年以降横ばい（令和6年5.7%）。
- 年次有給休暇の取得率は、10年連続で増加（令和5年：65.3%）。
- 国家公務員、地方公務員の年次（有給）休暇の平均取得日数は、本府省や指定都市・市区町村で前年より増加。

勤務間インターバル制度

（「制度を知らない」と回答する企業割合の推移）



（制度の導入企業割合の推移）



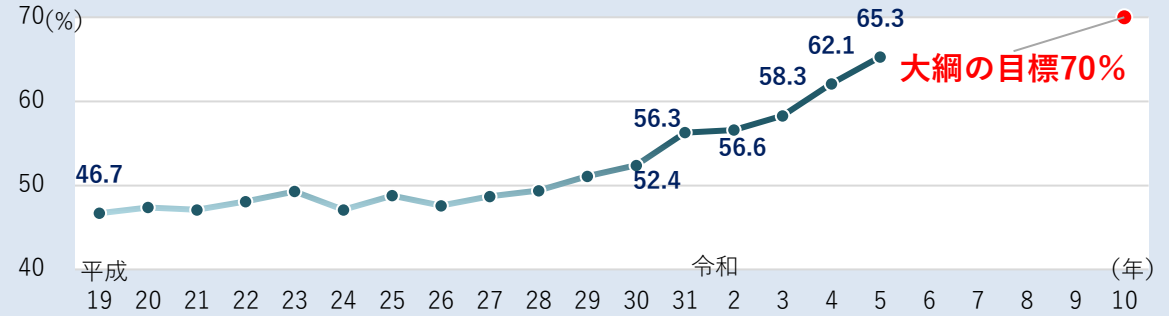
（資料出所）厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに作成

※ 「勤務間インターバル制度」は、終業時刻から次の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度。

※ 1月1日現在の状況について調査を行っている。

年次有給休暇

（年次有給休暇の取得率の推移）

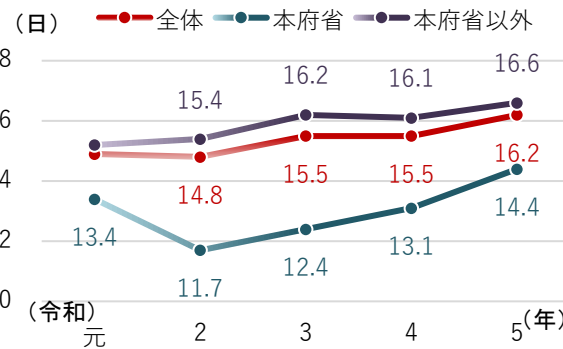


（資料出所）厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに作成

※ 各調査対象年1年間の状況を示している（企業が会計年度で管理している場合、前会計年度の状況を示している）。

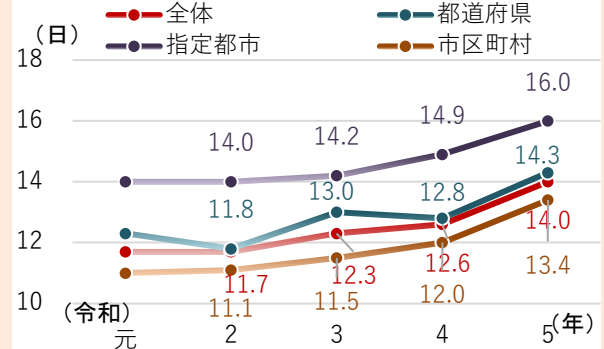
※ 平成31年4月から年5日の年次有給休暇の時季指定を事業主に義務付け。

（国家公務員の年次休暇の平均使用日数）



（資料出所）各年の人事院「国家公務員給与等実態調査」をもとに作成

（地方公務員の年次有給休暇の平均取得日数）



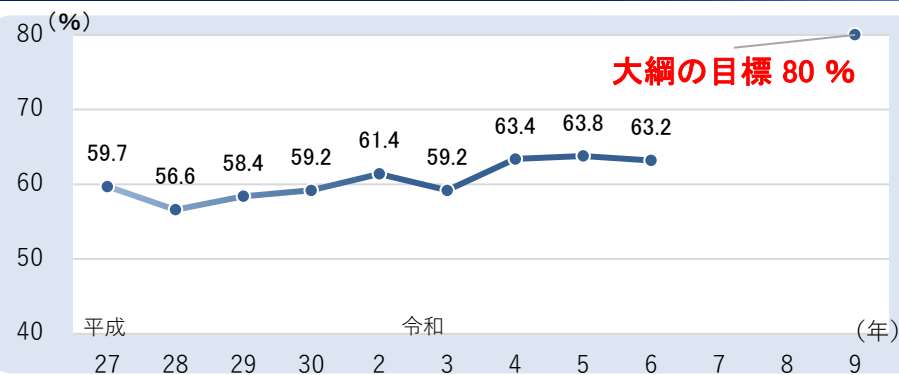
（資料出所）各年度の総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに作成

労働時間やメンタルヘルス対策等の状況

2 職場におけるメンタルヘルス対策の状況

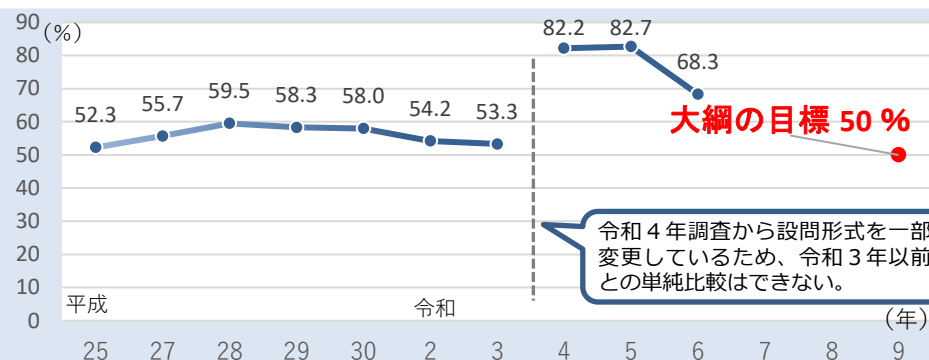
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、60%前後の水準で推移（令和6年：63.2%）。
- 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施割合は、令和5年が34.6%。
- 仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合は、令和6年が81.5%。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合



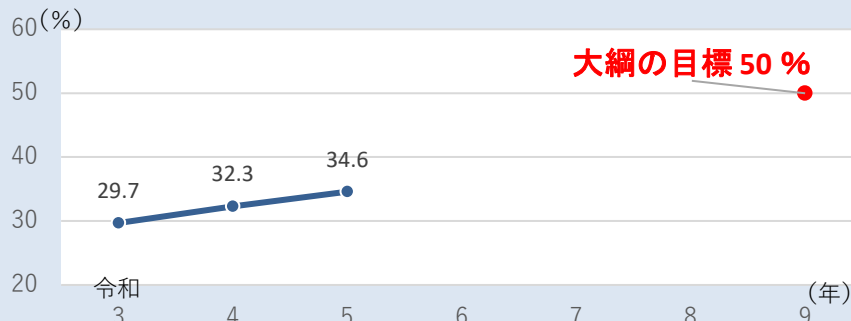
(資料出所) 厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」をもとに作成

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合



(資料出所) 厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」をもとに作成

使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合



(資料出所) 厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」をもとに作成

仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者割合



(資料出所) 厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」をもとに作成

過労死等の現状

- 労災支給決定（認定）件数について、
 - ・脳・心臓疾患は、4年連続増加し、200件を超えている（令和6年度：241件）。死亡件数は3年連続増加（同67件）。
 - ・精神障害は、令和元年度以降、増加傾向、令和6年度は1000件を超えた。自殺（未遂を含む）件数は3年連続増加（同88件）。

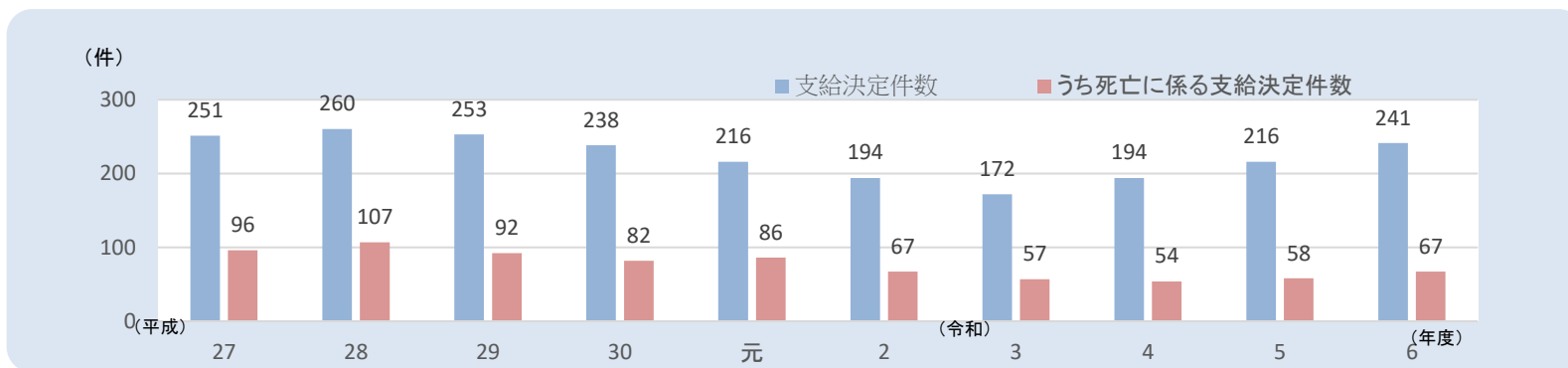
（参考）100万人当たりの認定件数（推計）（すべて令和5年度の数値を使用）

脳・心臓疾患：民間3.7件 国家公務員6.6件 地方公務員3.9件 精神障害：民間15.2件 国家公務員13.1件 地方公務員26.8件

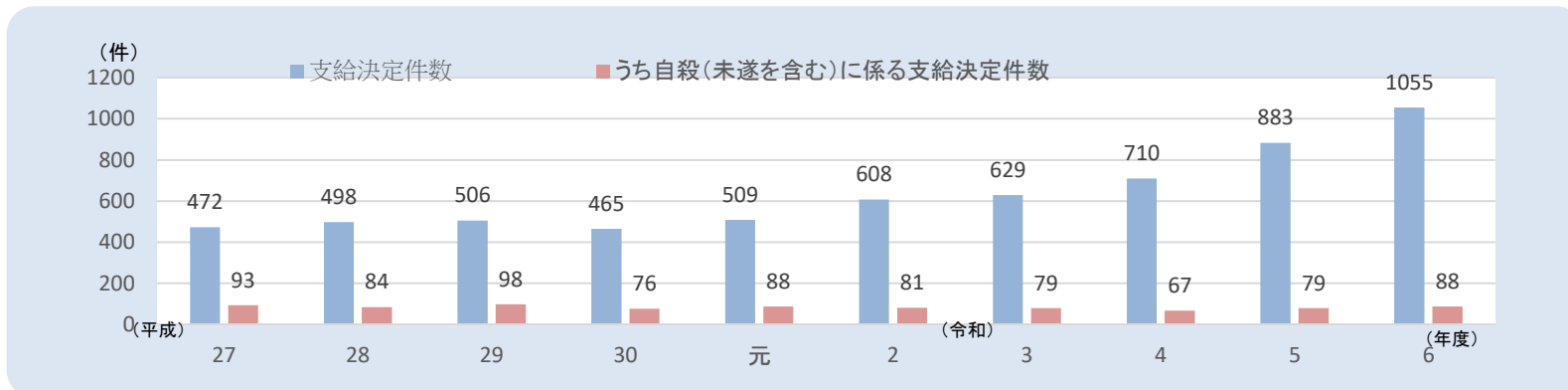
※ 「民間」は総務省「労働力調査」、「国家公務員」は内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」等、「地方公務員」は総務省「地方公務員給与と実態調査」等をそれぞれ用いて推計

民間雇用労働者の労災補償の状況

脳・心臓疾患の支給決定（認定）件数



精神障害の支給決定（認定）件数



（資料出所）厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和6年度：香川労働局)

1 令和6年4月から令和7年3月までの監督指導結果

(1) 監督指導の実施事業場：	181 事業場
(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]	
① 違法な時間外労働があったもの：	91 事業場 (50.3%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	
月80 時間を超えるもの：	55 事業場 (60.4%)
うち、月100 時間を超えるもの：	39 事業場 (42.9%)
うち、月150 時間を超えるもの：	9 事業場 (9.9%)
うち、月200 時間を超えるもの：	4 事業場 (4.4%)
② 賃金不払残業があったもの：	30 事業場 (16.6%)
③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：	44 事業場 (24.3%)
(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]	
① 過重労働による健康障害防止措置が	
不十分なため改善を指導したもの：	99事業場 (54.7%)
② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：	30事業場 (16.6%)

2 時間外・休日労働時間が最長の者の実績（労働時間違反事業場に限る）

監督指導 実施事業 場数	労働時間 違反事業 場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
181	91	36	55	39	9	4

働き過ぎをなくすという課題は、使用者（経営者）の取組はもとより、労働者の協力のほか、**取引先事業主や消費者・発注者である県民一人ひとり**が、「**商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがある**」ことを理解していただく必要



全員参加による
働き過ぎのない社会の実現を目指す

香川働き方改革共同宣言

- 香川働き方改革推進会議を開催（2023年10月19日）
- 全員参加による働き過ぎのない香川県を目指して「**香川働き方改革共同宣言**」を実施
- 取引先の事業者などに長時間労働を生じさせないように、**産業界における商慣行の見直し**や**県民の協力**などを促していくことを確認



香川働き方改革共同宣言の様子
(労使団体のトップ、香川県知事らが宣言)



特設ページを通じて周知啓発

○厚生労働省特設サイト「**はたらきかたススめ**」の内容をより強力に周知するため、香川労働局独自に**特設ページ**を新設し、様々なコンテンツを周知（2023年7月～）



県内地方公共団体の広報誌に掲載依頼【5市町で掲載】

香川労働局 独自リーフレット

香川労働局

トラック運転手の荷待ち時間の解消が必要です～2024年向け、ガイドラインに基づき投資を適正化・効率化しましょう～

我が国の物流は、2024年度には約14%も輸送能力不足が生じる可能性があるといわれる。2024年問題に直面している。トラック運転手は、労働時間が長く、長時間労働の主な要因として、長時間の運転時間、荷待ち時間、荷役作業など、荷主が率先して取り組まなければ解消が難しい課題が多くあります。関係者ガイドラインを参照し、荷主事業者として率先して、物流事業者と協力して物流の適正化と生産性向上を図ってください。電話やコンサルタント訪問の相談窓口もあります。

1 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

【物流の2024年問題】への対応を加速するためを目的とし、2023年8月、経済産業省、国土交通省、国土交通省の連名で、荷主事業者・荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめたガイドラインが策定されました。荷待ちや荷役作業の時間を2時間以内（さらには1時間以内）に短縮すること、物流への負担となる搬送物の適正化について定めています。

2 荷主と物流事業者の協力による短時間・長時間労働の改善に向けたガイドライン

荷主とトラック運送事業者が協力しながらトラックドライバーの労働負担を軽減するパトロール事業を行い、対応の進め方や事例をまとめたガイドラインが策定されています。労務改善（監修参照）もあります。ガイドライン掲載の事例も参照し、ドライバーの長時間労働を改善しましょう。

3 ガイドラインの取組（短時間・長時間労働の改善に向けた取組）

【短時間労働の取組】

- 1 就業状況の把握
- 2 就業状況の把握
- 3 就業状況の把握
- 4 就業状況の把握
- 5 就業状況の把握
- 6 就業状況の把握
- 7 就業状況の把握
- 8 就業状況の把握
- 9 就業状況の把握
- 10 就業状況の把握
- 11 就業状況の把握
- 12 就業状況の把握
- 13 就業状況の把握
- 14 就業状況の把握

【長時間労働の取組】

- 15 就業状況の把握
- 16 就業状況の把握
- 17 就業状況の把握
- 18 就業状況の把握
- 19 就業状況の把握
- 20 就業状況の把握
- 21 就業状況の把握
- 22 就業状況の把握
- 23 就業状況の把握
- 24 就業状況の把握
- 25 就業状況の把握
- 26 就業状況の把握
- 27 就業状況の把握
- 28 就業状況の把握
- 29 就業状況の把握
- 30 就業状況の把握
- 31 就業状況の把握
- 32 就業状況の把握
- 33 就業状況の把握
- 34 就業状況の把握
- 35 就業状況の把握
- 36 就業状況の把握
- 37 就業状況の把握
- 38 就業状況の把握
- 39 就業状況の把握
- 40 就業状況の把握
- 41 就業状況の把握
- 42 就業状況の把握
- 43 就業状況の把握
- 44 就業状況の把握
- 45 就業状況の把握
- 46 就業状況の把握
- 47 就業状況の把握
- 48 就業状況の把握
- 49 就業状況の把握
- 50 就業状況の把握
- 51 就業状況の把握
- 52 就業状況の把握
- 53 就業状況の把握
- 54 就業状況の把握
- 55 就業状況の把握
- 56 就業状況の把握
- 57 就業状況の把握
- 58 就業状況の把握
- 59 就業状況の把握
- 60 就業状況の把握
- 61 就業状況の把握
- 62 就業状況の把握
- 63 就業状況の把握
- 64 就業状況の把握
- 65 就業状況の把握
- 66 就業状況の把握
- 67 就業状況の把握
- 68 就業状況の把握
- 69 就業状況の把握
- 70 就業状況の把握
- 71 就業状況の把握
- 72 就業状況の把握
- 73 就業状況の把握
- 74 就業状況の把握
- 75 就業状況の把握
- 76 就業状況の把握
- 77 就業状況の把握
- 78 就業状況の把握
- 79 就業状況の把握
- 80 就業状況の把握
- 81 就業状況の把握
- 82 就業状況の把握
- 83 就業状況の把握
- 84 就業状況の把握
- 85 就業状況の把握
- 86 就業状況の把握
- 87 就業状況の把握
- 88 就業状況の把握
- 89 就業状況の把握
- 90 就業状況の把握
- 91 就業状況の把握
- 92 就業状況の把握
- 93 就業状況の把握
- 94 就業状況の把握
- 95 就業状況の把握
- 96 就業状況の把握
- 97 就業状況の把握
- 98 就業状況の把握
- 99 就業状況の把握
- 100 就業状況の把握

建設工事を発注する企業等の皆様へ

労働時間規制を踏まえた余裕のある工期設定をお願いします

2018年に公布された働き方改革関連法による改正労働基準法において、建設業についても、以下のポイントのとおり、①2023年4月から残業の影響済全率の引上げ、②2024年4月から長時間労働の上限規制が罰則付で適用されます。

建設業は、他の業種に比べて残業が多く、従来、民生事業者の発注する工事等においては、着しく短い工期で契約するものも一部にみられていましたが、こうした短い工期での建設工事の発注は、費用が増大し、または実施が困難となります。建設業も他業種同様、働き方改革を進めることが重要であり、働く方の長時間労働を是正する元ののめり社内の各関係者へ周知をお願いします。

改正のポイント1 長時間労働のコストが増加しました

※他の業種と異なり	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
2023年（令和5年）4月1日から	中小企業での月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられました	
	大企業	2.5%
	中小企業	2.5% → 5.0%

改正のポイント2 上限時間を超える場合、それ以上働けません

2024年（令和6年）4月1日から建設業も、他業種と同様、時間外労働は原則月45時間、年360時間となります。臨時的な特別の事情（36協定の特別事項）があっても、次の上限を超えるものは禁止となります。【注】就業規則の改正・変更等については別添付（監修参照）

- ①1年間の時間外労働 720時間以内
- ②複数月の時間外労働と休日労働の合計 100時間未満
- ③複数月の時間外労働と休日労働の合計 月平均80時間以内
- ④時間外労働が月45時間を超えるのは、年6回まで

【イメージ図】工期と長時間労働の関係

工期が短縮されると、月平均の時間外労働が増加します。

2023.4	2024.4
短工期	短工期
長工期	長工期
残業時間	残業時間
5.6%	7.3%

図 1 月1週間の就業時間が60時間以上の雇用者割合

図 2 月1週間の就業時間が60時間以上の雇用者割合

事業者の皆様へ

取引先の事業者等に長時間労働を生じさせていませんか？

～残業の多い建設業・ドライバー・医師も残業規制が始まっています～

事業者は、取引先事業者などに長時間労働を生じさせないよう取引先配慮に努めることが義務付けられています。また、全ての事業者は、労働基準法に基づく時間外労働の上限時間を超えて労働者に仕事をさせることができません。長時間労働につながる取引慣行があれば、見直しましょう。

他の事業者との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

（労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）第2条第4項）

「早く短く頻りに依頼」は厳禁

事業者の皆様は、他の事業者との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう企業内に周知しましょう。

- ①遅未発注・遅初納入・終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- ②発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- ③発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること

（労働時間等見直しガイドライン（平成20年厚生労働省告示第108号）2（4））

さらに2024年4月からは…

残業が多い建設業、自動車運送業者、医師についても、働く人の命と健康を守るため、5年間の猶予を経て、2024年4月から、時間外労働の上限規制が始まっています。

取引先が長時間労働に至らないよう対応はできていますか？

裏面へ

運輸業や建設業は、過労死を生じやすい業種であるといわれています。

業種	割合
運輸業、郵便業	12.6%
建設業	12.6%
卸売業、批发業	9.5%
製造業	9.5%
情報通信業	6.5%
金融業	6.5%
全産業平均	4.9%

図 1 雇用者数100人以上当たりの職員の労働時間超過率（2022年10月）

図 2 月1週間の就業時間が60時間以上の雇用者割合

県民のみなさまへ

私たちの暮らしを支えるのは私たち自身です

働く人のため今すぐ3つのしない配慮にご協力ください！

妨げない 増やさない 勤務時間外にさせない 配慮

あなたの行動が長時間労働を招いているかも？

荷物の配達で

- 宅配ボックスや置き配を利用する
- 配達ドライバーのために
- 何れも荷物の再配達をお願いしていませんか？
- 送るときは、一度で受けとれる日時と場所を指定しましょう

医療機関に行くとき

- 救急外来のコンパニオンを依頼する
- 医師のために
- 診療時間内に受診や病状説明を受けましょう
- まずは、かかりつけ医へ

自宅や近隣の工事で

- 短い工期で依頼していませんか？
- 近隣工事の説明を夜間・土日に求めていますか？
- 工事は遅れることがあっても
- 建設関係者のために

ドライブ/買い物のツアーで

- 運転手のために
- 高速のPAT/SAでバスの駐車場に一般車をためていませんか？
- 過剰日程の貸切ツアーは難しい
- バスやタクシー運転手にも休憩時間が必要です。乗車時間の短縮もあわせて

図 1 過労死が発生しにくいベースで働く人の割合

図 2 過労死等発生率の発生頻度

業種	発生率
病院・常勤医師	21.2%
運輸業、郵便業	22.4%
卸売業、批发業	12.6%
建設業	12.6%
製造業	9.5%
情報通信業	6.5%
金融業	6.5%
全産業平均	4.9%

（荷主企業向け）

（建設工事発注企業向け）

（すべての事業主向け）

（一般市民向け）

取引先事業主に対する要請

建設工事従事者の長時間労働防止

要請相手方:

建設工事を多く発注する業種の県内のリーディングカンパニー7社(不動産開発業者、インフラ関係業者等)等

要請者:

香川労働局長、四国地方整備局長

自動車運転者の長時間労働防止

要請相手方:

旅行業者を会員等とする県下の3団体

要請者: 香川労働局長、香川運輸支局長

※別途、香川県教育委員会等に対し、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校への周知も要請

労使団体等に対する長時間労働防止

労働者が所定労働時間外に働いてサービスを提供するよう求められる状況を変えるため、サービスを受ける側が昼間・平日に休暇取得するなど、サービスを提供する側の労働者に時間外・休日労働を生じさせない配慮が必要であります。(要請書抜粋)



2024年10月31日 連合香川会長への要請の様子

取引先事業主に対する説明会

荷主向け説明会

関係省庁共同で、物流の「2024年問題」に関する説明会を開催(2024年2月28日)

荷主企業等向け

物流の「2024年問題」に関する説明会

物流分野では、担い手不足等の様々な課題があり、本年4月から、トラックドライバーの長時間労働の改善のため、年間の拘束時間をこれまでの3,516時間から最大でも3,400時間とする規制等が始まります。一方、ドライバー1人当たりの労働時間が短くなり、何も対策を講じないと、2024年度には14%もの輸送力不足が懸念される「2024年問題」に直面しています。

本説明会では、荷主企業が、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねない状況について理解を深め、適切な危機感の下、具体的な対策を行えるよう、荷主企業に求められる取組や支援策などを各関係行政機関から紹介いたします。

1.開催日時 令和6年2月28日(水) 14:00~16:00

2.開催場所 高松サポート合同庁舎 南101大会議室

3.対象者 荷主となる企業(行政機関や金融機関など御興味ある他の事業主等も参加可能です)

4.説明内容(予定) 改正労働基準法等のポイントについて
物流の2024年問題への対応について 等
(荷主企業に求められる取組、行政による支援策等)
※各行政機関から説明を行います

5.申込方法 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト
<https://www.roudoukyoku-setsumikai.mhlw.go.jp/>
の「香川労働局」を選択してお申込みください。



【申込〆切】2月25日(日) ※定員(約90名)に達した場合、締め切ることがあります

※お車の場合、サポート高松地下駐車場など付近の有料駐車場をご利用ください。無料の駐車場はありません。

※庁舎1階の総合受付での入館手続きは不要です。本説明会場の受付に直接お越しください。
※受付を当日13:30から開始します。受付で身分証明書を提示いただくことがあります。
※お申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、参加の可否確認等、申込者への連絡を行う場合に限り利用いたします。企業情報は今後の周知等施策の参考にいたします。

【問合せ先】香川労働局 監督課 087-811-8918

※お問い合わせの内容によっては、受付サイトの運営委託先を御案内する場合があります



公共工事担当者向け説明会

関係省庁共同で、「公共工事担当者向け説明会」を開催(2024年2月9日)

公共工事発注担当者向け

時間外労働の上限規制適用に伴う対応に関する説明会

改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が、本年4月から建設業においても始まります。

改正法の適用後において、建設事業者が公共工事において法を遵守できる条件を整えないと、工期が遅れざるを得なくなったり、入札が不調・不落に終わったりすることも懸念されます。

本説明会では、改正法の適用に伴い、発注者の立場としてどのような具体的な対応を行うべきか、市町村等の公共工事発注機関において検討する際の参考として、国発注工事の取組等を紹介いたします。

1.開催日時 ①令和6年2月9日(金) 10:00~12:00
②令和6年2月9日(金) 13:30~15:30

※2回とも同じ内容です。ご都合の良い日時を申込みください。

2.対象者 市町村の公共工事発注担当部署の職員の方
※公営企業等の方も参加可能です。

3.説明内容(予定) 改正労働基準法について
公共発注工事における国の取組について 等
※労働局と整備局の各関係部署から説明を行います

4.開催形式 Microsoft Teams (Teamsは無料で使用可)

5.申込方法 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト
<https://www.roudoukyoku-setsumikai.mhlw.go.jp/>
の「香川労働局」を選択してお申込みください。



【申込〆切】2月7日(水)

【問合せ先】香川労働局 監督課 087-811-8918

※お問い合わせの内容によっては、受付サイトの運営委託先を御案内する場合があります

その他の取組（ベストプラクティス企業）

【ベストプラクティス企業概要】

高松自動車道 高松西IC～大野原IC間耐震補強工事 （その2）

発注者：西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）

受注者(元請)：川田建設株式会社

- ・ 工事個所：香川県善通寺市弘田町～香川県観音寺市本大町
- ・ 工期：令和4年8月23日～令和8年2月2日
- ・ 工事概要：弘田川橋、宮川橋、財田川橋の耐震補強工事



具体的な取組

○発注者（NEXCO西日本）

【週休2日工事の推進】

【工事書類の軽減の推進】

【遠隔立会による材料検査の実施】

工場検査を受・発注者と製造業者（工場）の3地点間でビデオ通話により実施

○受注者（川田建設株式会社）

【WEBカメラによる現場モニタリング】

本社・支店・スマホで、24時間随時に現場の様子を把握。異常が見つかれば即座に対応ができる。

【現場写真のクラウドへの即時保存】

①タブレットによる現場写真撮影と②現場とクラウドをつなぐWi-Fi導入により、現場で撮影した写真を即時に支店と共有（現場から従業員が戻るのを待たず写真整理が可能に）。③市販ソフトによる写真の自動整理と④クラウドでの一元管理により、必要な写真の有無が容易に確認可能に。

【労働時間の見える化】

勤怠管理システムを導入し、本人も管理者も随時、毎月の間外・休日労働時間数が確認可能に。

○受・発注者間の意思疎通

【週間工程会議の有効活用】

労働時間削減につながる改善策を含め受・発注者間で意思疎通

その他の取組 (小豆島医療啓発活動)

小豆島中央病院の役割

- 小豆医療圏で唯一の二次救急医療機関
- 非緊急患者の診療時間外受診が多く、医療スタッフの負担増

課題

- 緊急度の高い患者への対応が遅れる懸念
- 医師・看護師の健康と働き方改革の必要性

目的

- 診療時間内の受診促進
- 救急電話相談の活用呼びかけ

地域医療を守るために
診療時間内の
受診にご協力ください

広めよう!
上手な医療の
かかり方

小豆島中央病院の
診療時間はこちらから!

ショードくん

小豆島中央病院 土庄町 小豆島町
香川県 香川労働局

その他の取組（小豆島医療啓発活動）

具体的な取組

啓発活動の実施

- 広報誌掲載（小豆島町・土庄町）
 - 啓発資材（チラシ・ポケットティッシュ）配布
- ### 連携体制
- 主催：小豆島中央病院、土庄町、小豆島町、香川県、香川労働局
 - 配布場所：マルナカ・マルヨシセンター各店舗
- ### 制度改正
- 2024年4月より医師の時間外労働上限規制開始
 - 医師の健康を守る働き方改革の推進



患者さんやご家族のみなさまに
ご理解、ご協力いただきたいこと

診療時間内の受診にご協力をお願いします

- ☑ 診療時間外の緊急性のない受診は、医師などの医療機関で働くスタッフの負担を増やすことにつながります。医療機関で働くスタッフの数は限られているため、緊急度の高い方への対応が遅れる可能性もあります。
- ☑ あなたやあなたの大切な人がもしものとき、安心して医療が受けられるように、緊急でなければ診療時間内に受診しましょう。

夜、病院に行くべきか迷ったら電話相談を活用しましょう

一般向け救急電話相談

15才～高齢者の方

小児救急電話相談

15才未満の方

#7119 **#8000**

★ 受付時間 毎日 午後7時～翌朝8時 ★

- ☑ すぐに医療機関を受診すべきか、様子を見ても大丈夫なのか看護師などが助言を行います。
(診断、治療はできません)

(注意)

症状が重く、すぐに救急車が必要な場合は

119番へ通報してください。



小豆島中央病院 土庄町 小豆島町
香川県 香川労働局